

令和2年竹田市農業委員会7回総会議事録

1. 日 時 令和2年7月6日(月) 午後3時00分～午後3時46分

2. 場 所 竹田市役所庁議室

3. 出席委員 13名

1番 丹 統司、2番 小伏間敬雄、3番 佐藤 博一、4番 本郷 敦子、5番 麻生 敏明、6番 渡部美保子
7番 馬場 一己、8番 和田 京子、9番 長野 幸生、10番 志賀 一幸、11番 工藤 一美、12番 原 眞治
13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：坂本大蔵、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇、農地係：津曲美香

6. 議事

議案第48号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	6件
議案第49号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	4件
議案第50号 農用地利用集積計画の承認について	10件
議案第51号 農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転	1件
議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	8件
議案第53号 非農地証明について	1件
議案第54号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について	4件

会長 あいさつ

局長 ただいまの出席委員数は、13人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和2年竹田市農業委員会第7回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、3番 佐藤博一委員、4番 本郷敦子委員の両名を指名いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第48号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分

6件

議案第49号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	4件
議案第50号	農用地利用集積計画の承認について	10件
議案第51号	農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転	1件
議案第52号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	8件
議案第53号	非農地証明について	1件
議案第54号	農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について	4件

以上、34件を、本日の議案として提案いたします。

議長

議案第48号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。
議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

農政課井出です。議案第48号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。1番及び2番の案件は、10年5ヶ月間の使用貸借を行うものであります。3番から6番の案件は、10年5ヶ月間の賃借権による権利の設定を行うものであります。

議長

只今、議案第48号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第48号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。
よって、議案第48号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第49号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について を議題といたします。議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。井出君

農政課

先の議案第48号におきまして土地所有者から大分県農業農村振興公社への権利設定の承認をいただき

ました。議案第49号の農用地利用配分計画案は、農地中間管理事業による10年5ヶ月間の使用貸借及び賃貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものであります。

1番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」であります。

2番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」であります。

3番の借受人は、認定農業者であります〇〇〇〇です。選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」であります。

4番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。選定理由としましては、「人・農地プランの中心的な経営体として位置づけられており、地域内の担い手としてマッチングした結果」であります。

議長

只今、議案第49号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

9番 長野幸生委員

議案第49号の4番、この人の経営規模ですが、お父さんと別々ですか。経営移譲しているのですか。

農政課

認定農業者としては、5年間ありますのでお父さんの認定が残っています。2人とも認定農業者という形になっていますが、経営の中心は〇〇〇〇さんになっています。新しく借り受けた場合は、〇〇〇〇さんの名前で手続きがされています。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第49号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

ここで、休憩いたします。農政課の井出係長は、退席してください。ありがとうございました。

(午後3時9分)

(午後3時10分)

議長

再開いたします。

続いて、議案第50号 農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

3番の借り手は、〇〇〇〇氏です。4年9ヶ月間の使用貸借、新規設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、新規設定です。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。

7番及び8番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

9番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、新規設定です。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

3番 佐藤博一委員

〇〇〇〇は、農業を専門にやっているのですか。

11番 工藤一美委員

福祉事業も一緒にやっています

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第50号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号の農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第51号の大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第51号の1番の案件は、譲渡人 大分県農業農村振興公社から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地 竹田市荻町柏原字高平〇〇〇〇番 外3筆 田1筆、畑3筆 合計面積6,990平方メートルを農業経営基盤強化促進法の定めにより、公社が行う農地売買支援事業での、所有権の移転であります。譲受人の経営規模は、60,139.52平方メートルであり下限面積要件を満たしています。

議長

12番 原真治委員に調査報告をお願いします。

12番 原真治委員

議案第51号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台を所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案どおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第51号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第51号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号の大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第52号の1番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字平田
字簾○○○○番 外1筆 畑2筆 合計面積435平方メートル、「空き家に付随した農地」の指定を受け
た農地を所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、435平方メートルとなり、「空き家に付随した
農地」の指定を受けた農地の下限面積要件0.01アールを充たしております。

議長

8番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

8番 和田京子委員

議案第52号の1番の調査報告をいたします。
譲受人の労力は1人です。農機具は、ありません。作物として、野菜栽培を行う計画で農地全部の効率的な
利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利
用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に
相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第52号の2番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字平田
字古園○○○○番 田1筆 面積1,047平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、
10,516平方メートルとなり、下限面積要件を満たします。

議長

8番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

8番 和田京子委員

議案第52号の2番の調査報告をいたします。
譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的
な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な
利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可
に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第52号の3番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人○○○○へ、申請地の竹田市大字今字小原 ○○○○番 畑1筆 面積2,142平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、323,881平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

9番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

9番 長野幸生委員

報告の前にこの地は県酪の所有地ですが、○○○○番地は他の人が耕作していました。今回、県営の圃場整備をするため整理をしていた時、土地の所有者が○○○○さんになっていました。○○○○さんはどちらでもよかったとのことですが、圃場整備が出来なくなるとのことで今回この案件が出てきたそうです。

議案第52号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は5名です。農機具は、トラクター3台所有しており、飼料作物を栽培し販売する法人で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率のかつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第52号の4番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字今字水ノ元○○○○番 畑1筆 面積2,568平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、61,108.77平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

9番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

9番 長野幸生委員

議案第52号の4番の調査報告をいたします。

○○○○さんは、○○○○番地の下に土地を所有しているので、今回隣接の○○○○番地の土地を買うようにしたそうです。譲受人の労力は1名です。実際は、季節従業員を多く雇っています。農機具は、トラクター8台、田植え機1台、耕運機1台を所有しており、野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農

作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第52号の5番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字久住字下鶴○○○○番 田1筆 面積2,273平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、7,388.77平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

11番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤一美委員

議案第52号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第52号の6番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字栢木字辻○○○○番 田1筆 面積2,267平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、76,385平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

5番 麻生敏明委員に調査報告をお願いします。

5番 麻生敏明委員

議案第52号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター1台、コンバイン2台、田植え機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地

の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを
充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えま。

議長

続いて、7番の説明を事務局に求めま。

事務局

議案第52号の7番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大
字有氏字前久保○○○○番 畑1筆 面積754平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規
模は、23,149平方メートルとなり、下限面積要件を充たしま。

議長

5番 麻生敏明委員に調査報告をお願いします。

5番 麻生敏明委員

議案第52号の7番の調査報告をいたしま。

譲受人の労力は1名です。農機具は、コンバイン共同物1台、田植え機共同物1台を所有しており、牧草栽
培の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農
業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを充た
しており、原案のとおり許可に相当すると考えま。

議長

続いて、8番の説明を事務局に求めま。

事務局

議案第52号の8番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市直入町大
字長湯字前田○○○○番 田1筆 面積1,301平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営
規模は、15,422.02平方メートルとなり、下限面積要件を充たしま。

議長

7番 馬場一己委員に調査報告をお願いします。

7番 馬場一己委員

議案第52号の8番の調査報告をいたしま。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、田植え機1台、管理機2台を所有しており、稲作・
中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農
業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを充

たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第52号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

3番 佐藤博一委員

8番の福岡県筑紫野市の〇〇〇〇さんは、規模縮小になっていますが、まだ土地が残っているのですか。

7番 馬場一己委員

まだ、残っています。小作でまだ作ってもらっています。手放しても良いとのことで話がありましたので、〇〇〇〇さんが連坦になり耕作しやすくなると考え、話を進めたところ売買が成立しました。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第52号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第53号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

議案の説明を、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第53号の1番の案件は、申請者 〇〇〇〇氏の所有する、申請地 竹田市大字吉田字段〇〇〇〇番 登記地目 畑1筆 面積79平方メートルは、南側の宅地以外は周囲を山に囲まれ獣害がひどいため、平成12年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

1番 丹 統司委員に調査報告をお願いします。

1 番 丹 統司委員

議案第53号1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第53号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。議案第53号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第53号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第54号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。1の1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の1の1番の案件は、申請者 ○○○○氏が、申請地 竹田市大字平田字古園○○○○番面積2,393平方メートルを、「土砂置き場」とする計画の農地です。

議長

7番 馬場一己委員に調査報告をお願いします。

7番 馬場一己委員

この変更は、周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。御覧の通り周囲が山の谷間のようなところ。ほかの人にご迷惑をかけるような場所ではございません。

議長

続いて、1の2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の1の2番の案件は、申請者 ○○○○氏が、申請地 竹田市大字平田字柳ヶ平○○○○番
外1筆 面積2, 207平方メートルを、「植林」する計画の農地です。

議長

10番 志賀一幸委員に調査報告をお願いします。

10番 志賀一幸委員

それでは、報告します。

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えま
す。

議長

続いて、1の3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の1の3番の案件は、申請者 ○○○○氏が、申請地 竹田市大字平田字指藤○○○○番
面積1, 824平方メートルを、「太陽光発電施設」とする計画の農地です。

議長

10番 志賀一幸委員に調査報告をお願いします。

10番 志賀一幸委員

今、図面の道上には、以前太陽光発電の申請が出ていたところです。

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えま
す。

議長

続いて、1の4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の1の4番の案件は、申請者 ○○○○氏が、申請地 竹田市大字君ヶ園字大ツル○○○○
番 面積2, 416平方メートルのうち495平方メートルを、「一般住宅」とする計画の農地です。

議長

2番 小伏間敬雄委員に調査報告をお願いします。

2番 小伏間敬雄委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第54号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

9番 長野幸生委員

4番は地目を変えないといけないが、相当時間がかかるのではないですか。

事務局

農振の除外は約6ヶ月かかります。今、田植えをしていますので収穫が終わってから、5条の申請をするようになるので、許可が下りるまでに約7ヶ月はかかると考えていたほうが良いと思われます。

議長

他にないですか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第54号について、農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年竹田市農業委員会 第7回総会を閉会いたします。 ご協力 誠にありがとうございました
(午後3時46分)

【閉会:午後3時46分】

令和2年7月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....